

学生便覧 2026年度

健康科学研究科

健康科学専攻

G2026-7

健康科学研究科 健康科学専攻

I. 教育研究上の目的

人の健康を創生するため、保健・医療・福祉分野を横断し、薬科学・看護科学・リハビリテーション科学を中心とした学際領域において教育研究を行い、真に健康を科学的に探究できる先端健康科学の高度専門職業人および教育・研究者となる人材を養成する。

II. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

健康科学研究科健康科学専攻では、所定の単位を修得して学位論文審査に合格し、かつ以下に該当すると判断した場合に、修士（健康科学）の学位を授与する。

1. 健康科学分野において高度な倫理観と専門的な知識・技能を修得し、科学的な方法論に基づく実証的研究を遂行し、その成果を実践に応用できる。
2. 健康科学に関連する倫理的な課題を深く理解し、生命の尊厳、人権の保護、公平性といった倫理的価値を重視した行動を通じて、個人および社会全体の健康増進に寄与できる。
3. 幅広い教養と高度な専門知識・技能を兼ね備えた高度専門職業人として、社会が直面する健康課題に対して実践的かつ創造的な解決策を提案し、実行することで社会に貢献できる。
4. 専門分野において継続的に学び続け、絶えず変化する社会のニーズに柔軟に適応しながら、専門性をさらに深化させることができる。
5. 専門知識や研究成果を効果的に伝える優れたコミュニケーション能力を備え、他職種連携や学際的チームで協働し、課題解決に向けて具体的な成果を創出できる。

III. 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

健康科学研究科健康科学専攻では、教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、真に健康を科学的に探究できる先端健康科学の高度専門職業人および教育・研究者となる人材を養成するため、以下に掲げる方針によりカリキュラム（教育課程）を編成します。

1. 人の健康状態を判断するための多角的な要素である「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」、「環境因子」、および「個人因子」をもとに、健康を総合的かつ本質的に捉えなおすことができる基礎力を養うための導入科目として、共通科目群に「健康科学総合特論」（必修）を設置する。また、それぞれの要素をさらに掘り下げ、理解するための共通科目群として、「健康科学特論Ⅰ～Ⅶ」（選択必修）を設置する。
2. 高度専門職業人および教育・研究者として、経験知を学術的に証明し普及させる力、常に新しい学術知を取り入れ、正しく理解して実践に活かす力、健康や実践現場における課題とその解決策を見出す力、および学際的なチームの中でリーダーシップをとり実践現場を変容させていく力を養うための健康科学基盤科目群（選択必修）および研究基礎科目群（必修）を設置する。
3. 健康科学の視点を持ちながら、それぞれの専門性をより高度に探究するための専門科目群（分野必修）を設置する。
4. 各自の専門分野・実践現場にとどまらず、広く保健医療福祉分野の諸問題を論理的に解決する主体的研究能力と、研究成果を地域や世界に向けて発信する能力を育成するための特別研究（分野必修）を設置する。
5. アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、また原則として、ディプロマ・ポリシーに示す能力の修得状況及び大学院生としての成長に伴う達成度を測定、評価する。

以上の教育課程の編成に基づき、各授業内容に応じて、高度な専門知識の修得を目的とする「講義」、知識や理論の実践や論文の作成・発表手法の修得を目的とする「演習」、事象の検証や実践的な応用、技術や技法の修得を目的とする「実験」や「実習」を取り入れた授業形態を採用します。また、社会のニーズを踏まえた教育を展開することができるように演習科目に実務家教員を配置します。さらに、合理的な授業人数の調整やICTを活用した教育方法を導入し、より効果的な教育を実施します。

IV. 修士論文指導は、次のように実施していく。

入学時に提出する研究計画書を基に指導教員を決定する。指導教員は、学生本人の研究指導、および研究科委員会の協議をもとに指導補助教員2名以上を選定し、指導教員を中心に継続的に指導する。また、公開による発表会（審査会）における研究発表等を通して指導教員、指導補助教員以外の研究科所属教員も随時指導に協力する。

| 学年 | 期間 | 発表会計画 | 留意点等 |
|-----|-----|-----------------------|---|
| 1年次 | 入学時 | 研究課題の決定 | 指導教員および指導補助教員2名以上を決定する。 |
| | 後半 | 研究計画の立案及び研究計画の公開発表 | 研究テーマ・研究計画について、問題点等を指導・助言する。 |
| 2年次 | 前半 | 研究の遂行・修士論文の作成 | 研究計画に従ってデータ収集・解析等を行い、研究成果のまとめを行う。 |
| | 後半 | 修士論文提出 口述試験 公聴会 | 研究論文としての量的・質的妥当性、データおよび資料、先行研究等の分析の適格性等を審査する。 |

V. 修士論文概要発表において、指導教員および指導補助教員より論文提出の許可を得た者が、最終的に修士論文の審査を願い出ることができる。

提出に関する詳細は、以下のとおりである。

○学位論文提出期間

年度によって提出期間及び締め切り日等は異なるが、概ね1月もしくは6月を提出期間として設定する。

*必ず掲示や当該研究科担当の学部事務室にて確認すること。

○大学に提出するもの

- ①学位論文提出票..... 1部
- ②学位論文審査願（所定用紙）... 1部
- ③修士論文.....電子データで提出
- ④修士論文要旨.....電子データで提出
- ⑤誓約書..... 1部

○修士論文並びに修士論文要旨の作成様式

別に定める「城西国際大学大学院健康科学研究科修士論文および要旨執筆規定・作成要領」に準拠すること。

VI. 修士論文の審査は、次の要領で実施する。

1. 主査及び副査2名以上で行う。
2. 審査は主に次に挙げる事項を基準に審査を進める。
 - (1) 論文は、学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
 - (2) 論文の内容は、新規性又は独創性等を有していること。
 - (3) 論文の構成と内容、分量が次の観点から適切であると判断されること。
 - ① 研究課題に独創性・新規性を有しているか。
 - ② 先行研究を調べ、十分な文献・情報収集がなされているか。
 - ③ 本研究科の目的に沿って、適切に課題設定がなされているか。
 - ④ 研究課題を遂行するために適切な研究方法が用いられているか。
 - ⑤ 研究目的に到達するためのデータ収集及び分析が適切になされているか。
 - ⑥ 研究結果の解釈に妥当性を有し、整合性のある論理展開がなされているか。
 - ⑦ 保健医療分野において、学術的意義を有しているか。
- (4) 「城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程」を順守していること。

VII. 修士論文の提出後に行う口述試験は、次の要領で実施する。

1. 主査及び副査2名以上で行う。時間は、発表20分、質疑応答30分を原則とする。
2. 審査は主に次に挙げる事項を基準に審査を進める。
 - (1) 論文内容の説明が適切であること。
 - ① 論文全体について適切、かつ、論理的に説明することができたか。
 - ② (必要に応じて) 研究倫理について正しく理解し、明確に説明することができたか。
 - ③ 論文の新規性又は独自性等を正しく認識し、説明することができたか。
 - (2) 質疑応答における論文内容の説明が適切であること。
 - ① 質疑に対し、論文内容を適切な手法で説明することができたか。
 - ② 質疑に対し、適切に応答することができたか。

※口述試験において上記事項に一部不備が認められる場合には、論文の修正を求めることがあり、その場合は論文に修正を加え再提出すること。

VIII. 修士論文審査の可否は、主査及び副査が論文・報告書審査、口述試験から「合」「否」を判定し、研究科長に報告する。審査結果は研究科委員会において審議し、その結果からディプロマ・ポリシーに基づき、意見を取りまとめ、それをもとに学長が学位授与の可否を決定する。合格した者には、「修士(健康科学)」の学位を授与する。